

問診票は正しく書きましょう

ママのための 予防接種知識 (2)

① 問診票の書き方
 ① 一カ月前にポリオ(小児マヒ)か、ましん(はしか)か、BCGの予防接種を受けたことはいないか。
 ② 二つ以上の生ワクチン接種は、一カ月前以上時間を置いてから受けたほうがよいので、これはもし、なにか事故が起こった場合、どれが原因であるか、判断がむずかしくなるからです。
 ③ 赤ちゃんの体温
 ④ いま、なにか病気をしているか。あるいは最近かかったことがあるか。
 ⑤ けいれん、ひきつけの有無
 ⑥ 発育のおくれた赤ちゃん
 ⑦ 副作用

はじめての子どもに起こりがちです。生ワクチンの接種を受けたことのない子どもが、大きくなつてからたとえは種痘を受けると、副作用もはげしいというものは、どの例からもいえることです。この場合は接種分量を加減したりして副作用を少なくすることができず。
 ⑧ 菌の潜伏
 家族のうちだれかが、おたふくかぜや、ハシカにかかっている場合は、あるいは赤ちゃんにもその菌が潜伏していることも考えられますので、接種を受けることは一時見あわせましょう。
 ⑨ 今までに、重い病気にかか

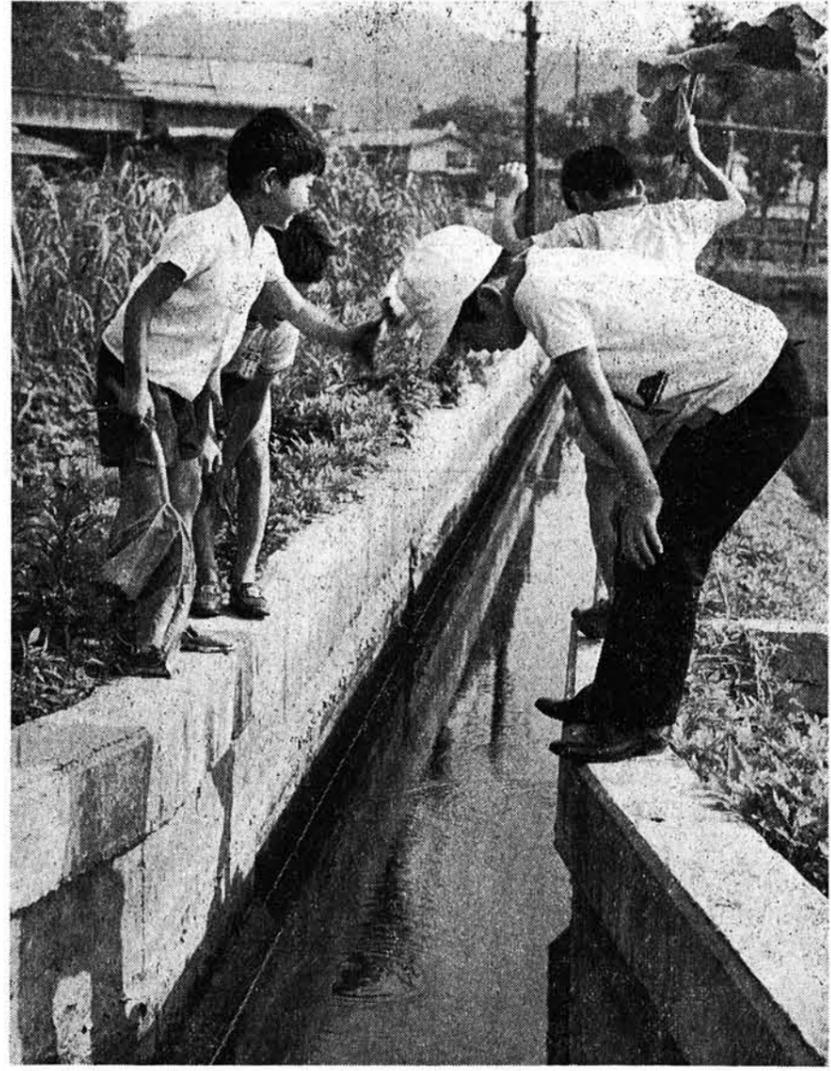
また、
 ・ 病気がりて、体力がまだ十分に回復していない赤ちゃん
 ・ 栄養失調などで発育の順調でない赤ちゃん
 ・ 慢性的な病気などで治療中の赤ちゃん
 ・ 湿疹がでやすかつたり、すぐにゼロゼロの音を鳴らしたりする赤ちゃん
 ・ 卵を食べるとジンマシンができるようなアレルギー体質の赤ちゃんは、完全になおつてから、できるだけ早く、かかりつけの医師で、慎重な診察と助言をうけたうえで、接種を受けさせてください。

よいいた

No. 61 7月号

町だより 町長川上平書

昭和46年7月10日 発行/与板町 (代表者与板町長川上平書) 編集 与板町だより編集委員会



夏を楽しく！ 子供を水の事故から守ろう

夏を楽しく過ぎましょう。チョツとした油断からとりかえしのつかない事故が起こります。子供達を危険な水辺で遊ばせたりしないで下さい。危険箇所には表示をし、防護措置を講じましょう。

人口の動き

6月30日現在	
()は5月末との比較	
人口	7,997人 (+ 5人)
男	3,877人 (+ 3人)
女	4,120人 (+ 2人)
世帯	1,806 (- 0)
出生	12人
死亡	3人
転入	11人
転出	15人

おもな内容は

町議選は八月十日投票日	2
犯罪防止にご協力を	3
これからの稲作管理	3
血液の知識	4
戸籍制度のあらまし	5
与板の歴史をたずねて	5
予防接種の知識	6

町議選挙

告示は八月三日 八月十日が投票日

与板町議会議員の任期満了にともなう選挙が八月十日に行なわれます。四年間の町政を託す人を選ぶ私達にもつとも身近な大切な選挙です。義理や情実にとらわれず、自分自身の判断で正しい一票を投じて下さい。又、棄権することは、あなた自身が町政に参加する権利を放棄したことになるります。棄権することなく必ず投票しましょう。

選挙権

今度の選挙は、町の選挙です。選挙人名簿に登録されている人でも一旦町外に転出された場合には選挙権はなくなり投票することができません。選挙権のある人は、七月二十九日現在で引き続き三ヶ月以上住所を有する人で選挙期日現在で年令満二十年に達している人です。

選挙権のある人は、あなたの一票を大切に投票日には必ず投票をしましょう。

不在者投票

投票日にやむを得ない理由で投票所で投票することができない人のために前もって投票する不在者投票の制度があります。

不在者投票は告示の日から投票日の前日まで、毎日午前

八時三十分から午後五時まで選挙管理委員会を受付けておられます。不在者投票の手続きが簡素化されており、投票日にはやむを得ない理由により投票できない人は不在者投票をして下さい。

八時三十分から午後五時まで選挙管理委員会を受付けておられます。尚、出稼ぎしている人、長期出張している人など他の所で投票する人は郵便で請求することになります。この請求は告示前でも請求できますので早めに請求して下さい。



心のハサミで切っちゃおう

森吉正照

町議選立候補予定の人へ

町議選立候補予定の人は次のことに留意下さい。

◎立候補の届出

届出期間 八月三日から八月四日までの2日間
受付時間 届出期間の午前八時三十分から午後五時まで
受付開始時刻までに届出に参集した人が二人以上あるときは、くじで受付順を決めます。

◎届出関係書類

届出には次の書類が必要で、すからあらかじめ用意して下さい。関係書類の用紙は選挙管理委員会に準備してありますから請求して下さい。書類が不備ですと受け付けできません。

- 本人届出の場合
1. 候補者届
2. 宣誓書
3. 所属政党証明書(無所属は除く)
4. 戸籍の謄本または抄本
5. 推薦届出の場合
1. 候補者推薦届
2. 候補者推薦届出承諾書
3. 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
4. 宣誓書
5. 所属政党証明書(無所属は除く)
6. 戸籍の謄本または抄本
尚、このことについての立候補予定者に対する説明会を七月十五日、午後二時に予定しております。立候補予定者の方はご参集下さい。

明るく正しい選挙を!

明らかな金のかからない選挙にすることが最も大切です。金がかかることが政治の腐敗につながります。このため選挙にかかわりのある金品、飲食等は徹底的に追放しましょう。



8月10日は町議会議員選挙、棄権しないで必ず投票しましょう。

犯罪防止にご協力を

毎年、夏を迎えると犯罪が急増しています。これは私達が野に山に海にレジャーにかりたてられ解放的になりこのスキをつかれるからです。

そこでこの犯罪の防止をめざして、今、夏季防犯運動が実施されております。犯罪のない町にするため町民の皆さんのご協力ををお願い致します。

銃・刀の所持基準が厳格に

銃砲刀剣類所持等取締法が今年五月二十日から次のように改正となりました。今、猟銃・空気銃をお持ちの方、これから猟銃等の所持許可を受けようとする方は、お間違いないようにして下さい。

- 一、ライフル銃の所持の許可基準の厳格化
1. ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者
2. 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者
3. 継続して一〇年以上猟銃の所持の許可を受けている者

- この運動における重点事項は次の通りです。
一、少年の非行防止
未成年者の飲酒、喫煙、夜遊び、不良交遊を防止する。
二、性犯罪の防止
深夜の一人歩き、派手な服装はつしむこと。
三、水死、水難の防止
子供は水が好きです。危険な所で一人遊びをさせない。
四、ライフル射撃競技の選手もしくは候補者
でなければライフル銃の所持はできません。
二、猟銃・空気銃の適正保管
猟銃を堅固な保管設備(銃ロッカー、金属ロッカー等)に施錠して保管しなければならなくなつたので押入れやタンスの中などに保管することはできなくなりました。
三、模造けん銃、刀剣類の所持
持携帯が禁止となり、何人も模造けん銃を所持してはならないし、また模造刀剣類は正当な理由がなければ携帯してはならないとされました。

農家の皆さんへ

農業者転職相談員決まる

◎農業者転職相談員に次の各氏が決まりました。
榎原 山田喜美代氏
与板 久住 栄吉氏
本与板 丸山政雄氏
黒川 内藤 元一氏
◎相談員の方は次のようなことを致します。
一、農家の人達が離農して他産業に就業したいような場合の職業の取得、訓練等について、公共職業安定所や職業訓練学校等と連絡をとります。

稲作の管理

穂肥は慎重に

(穂の生育状況)
おおむね順調に生育しているが軟弱である苗のよしあし、田植の時期、一株の植込み本数の多少等により、地域別に又栽培者間に生育の差がみられます。(穂肥の時期)穂肥の適期は出穂前二五日(二〇日)です。早く(三〇日)三五日前)施用すると無効分けつを多くし、倒伏や病害虫発生の原因になります。適期に穂が出来すぎている穂肥をやれない時は、出穂前十四日(十日位)まで待つて穂姿を見ておねねの通りです。穂肥のおおむねの通りです。穂肥の幼穂長を調べ、出穂日数を確認してから施用して下さい。

りあつせんをします。
二、又、農家のお嫁さんやお婿さん探し等をやつてもらえる人達であります。又農家の皆さんの日常お困りの問題等にも種々相談に応じてくれますのでお気軽に御相談下さい。
◎労働大臣直接の委嘱を受け三島郡北部の相談活動担当員として、丸山幸一郎氏が任命されております。尚詳は農業委員会にお訪ね下さい。

(穂肥の量) 穂肥の量は穂の葉色だけでなく莖数の多少、莖葉の硬軟、品種の特性、土地条件、耕種の状況、今後の天候等を考え合わせて決めます。一般的にはN成分で一・五〜二・〇キロ、Kは成分で一・五〜二キロを一諸に施します。施肥量が多い場合は、一回の量をN成分で一・五キロ位にし二〜三回に分けて施します。

(これからの用水管理) 稲の幼穂形成期から出穂開花期は一番水が必要な時期であり、酸素(空気)も必要ない時期です。水の入れつばなしは酸素不足で根ぐされをおこします。ときどき水の入れかえをし、根を健全に保つようにして下さい。出穂開花期以降は水を切らさぬよう、間断を行ないながら、落水期まで持つていきます。落水時期は出穂後二五日頃をめやすにして下さい。(病害虫の発生が目立つて来ます) 葉いもちにはカスミンキタジンP等を散布します。紋枯病は毎年発生が多いのでネオアソジンを散布して下さい。

出穂期予想 (6月29日農業試験場発表)

品種	幼穂形成期		出穂期	
	16年	17年	16年	17年
八千穂	7月4日	7月5日	7月25日	7月27日
ホウネツツセ	4日	5日	26日	28日
越路早生	5日	7日	27日	29日
コシホマレ	8日	10日	29日	8月1日
越ひびき	13日	14日	8月5日	6日
コシヒカリ	14日	15日	8日	9日
越みのり	15日	16日	4日	10日
越ゆたか	18日	17日	11日	12日
千秋楽	22日	22日	16日	16日
こがわもち	13日	14日	5日	6日
初音もち	6日	8日	7月28日	7月30日

主要品種の穂肥時期

品種	穂肥の時期
越路早生	7月6日〜7月11日
コシホマレ	7月8日〜7月13日
コシヒカリ	7月11日〜7月19日
越ゆたか	7月16日〜7月21日

そなえあればうれしいなし
交通共済に加入して
皆んな笑顔で

いつでも加入できます



血液の知識 (5)

「献血の善意の感謝の意を表しましょう」

● 献血者のしおり
1 採血手順
血液センターの受付では、献血者名簿、献血者カード及びチャート等を作成し、献血者としてのカード及びチャートを持って診察室で診察を受け、ここで採血の準備が整います。採血の準備が整った後は、採血室へ移動し、腕の静脈から採血します。採血時間は三〜五分で、痛みはほとんどありません。採血が終了したら、休養室でしばらく休んでいただきます。

2 採血の不安感を除くには
献血に対するご理解と協力的な意欲があつても、二〇〇mlという採血量について不安感を持たれる人が案外多く見受けられますが、これは人体と血液量との関係を知れば、決して心配することはないといふことがわかります。

3 移動採血車や出張採血のやり方
移動採血車は、ある人数がまとまると献血を希望される場所へは、どこでも出向いて行つて採血されます。この場合採血車を車で行なう場合は、採血手順は血液センターの場合と殆んど変わりません。また、一度に多数の献血者がある場合に、出張採血といつて現場で適当な部屋を利用して、そこで採血されます。採血手順などは、血液センターの場合と殆んど変わりません。

4 採血された血液はどのような処理されるか
採血された血液は、検査室で、血液型の検査が行なわれ、このとき、A B O 式の検査と、Rh 式の検査と、両方が行なわれます。また、梅毒の検査や肝機能検査も行われます。検査に合格した良質の血液は、常時摂氏四度〜六度の温度を保つようになつて、冷蔵室に貯えられます。これが保存血液です。保存血液は、さらに梅毒感染の可能性を防止するため、最低四日間はそのまま冷蔵室に貯えられて、採血後五日目から使用することになつていきます。

5 献血のできない方は
次の各項に該当する方は献血することができません。
1. 血液の比重が一・〇五二に達しない方。
2. 満十六才未満の方、満六十五才以上の方。
3. 過去一カ月以内に輸血の目的で採血を受けた方。
4. 妊娠している方、また

過去六カ月以内に妊娠していたと認められる方。
5. 体重が男子で四十五kg未満、女子で四十kg未満の方。
6. 最高血圧が一〇〇/ミリメートル(水銀柱)以下の方(低血圧の方)。
7. ヒロポン、麻薬中毒の方。
8. 有熱者、健康状態の悪い方等。
その他今までにこれはという病気がかかったことのある方は、検診にたずさわつて、医師におたずね下さい。



七月は愛の血液助けあい運動月間です

農作業メモ

適切な薬材散布を

雨が続いて野菜の病害がでやすくなつてきています。雨の晴れ間をみて薬剤を散布しましょう。葉や茎、果実に黄色や褐色の丸型、ま色相や灰色の斑点がでたら早目に農協へ相談して薬を散布して下さい。次の薬が有効です。

- マンネブダイセンM
 - ダコニール
 - エムダイフアー
- ただし次のような場合は別の手当てが必要で、トマト・ナスで片側だけ枯れたり日中しおれたりするものと、キュウリ・スイカでツルだけ枯れてくるもの一求年から別の畑で作る。
- ハクサイ・ダイコンで軟かく腐つて悪臭のするもの
 - 取り除いてボルドーを葉にかからないように散布する。ストマイ剤(ヒトマイシン)の散布
 - 葉が縮れて、濃淡の模様(モザイク)ができる
- アブラムシを予防するためDDVPを散布する。どうしてよいか解らない人は農協・普及所(電話 和島163)に相談して下さい。適切な手当をお知らせします。

戸籍制度のあらまし

「戸籍制度百周年記念」

戸籍のはなし
今年(明治四十四年)は戸籍制度が百周年になります。この記念すべき年に、住民の皆さまに戸籍というものをより理解していただくため、「戸籍制度」のあらましについてお話ししたいと思います。

を挙げて事実上の夫婦となり、また、養子をもつてその式を挙げただけでは、法律上の夫婦や親子として認められません。戸籍事務を扱つている市町村長に婚姻や縁組の届出をすることによつて、はじめに法律上の夫婦や、親子となります。つまり、重要な身分関係の変動が戸籍の届出と結びついていくわけです。

は、人の戸籍上の所在地で、必ずしも住所と一致するものではありませんが、本籍は戸籍の筆頭者の氏名とあわせて皆さんの戸籍を引き出すための符号でありますから、各自が正しい本籍を知つておかなければなりません。

また、皆さんは、だれでも「黒姫雪子」とか「小林一茶」という姓名をもつていますが、この「黒姫」とか「小林」を戸籍の仕事の上で「氏」といいます。氏法によれば、夫婦は、必ずどちらかが氏を交え、もう一方の氏を称さなければなりませんし、嫡出子(法律上の夫婦間に生まれた子)は、父母の氏を称し、嫡出でない子は、母の氏を称するように、また養子は養親の氏を称することに定められていますから、これらによつてだれがどの戸籍に入るかが決められます。

戸籍がこのような方法によつてつくられていたのは全く戸籍事務上の便宜のためです。から、たとえ子が結婚すれば、父母兄弟の戸籍から除籍されて、その夫婦だけの新しい戸籍がつくられますが、親子兄弟であることによる権利義務は全然変わりません。

井伊家移封と与板藩政
与板藩主牧野家が元禄十五年(一七〇二)信州小諸に移つてから、井伊家が宝永三年(一七〇六)遠州掛川より与板に移り二万石を領しました。その所領は現在の与板町の外、三島町や和島村の一部から南蒲原・西蒲原・刈羽郡にわたつていました。井伊家は直矩の代に与板藩主になつてより明治維新の直前の代に至るまで、一六四四年間与板藩主でありました。

戸籍について

戸籍制度は、誰でも特定の人との間に親子とかの一定の親族関係をもつています。この親子、夫または妻といふような人の地位を身分といいますが、法律上この身分に伴つて生ずる権利義務はかなり多く、例えば民法によれば満二〇才に達しない子は父母の親権に服するとか、また人が死亡すれば、その子や妻(夫)が相続人として、死亡者の権利義務を引継ぐことになつていきます。このように、人の身分関係を明らかにすることは、わたくし達の社会生活にとって、大へん大切なことで、そのために設けられたものが戸籍制度です。つまり「戸籍制度」は、人の生まれのことや死亡したこと、夫婦や親子の関係を記録しておき、必要なときにそれを証明する制度です。

また、わが国では、結婚式

を挙げて事実上の夫婦となり、また、養子をもつてその式を挙げただけでは、法律上の夫婦や親子として認められません。戸籍事務を扱つている市町村長に婚姻や縁組の届出をすることによつて、はじめに法律上の夫婦や、親子となります。つまり、重要な身分関係の変動が戸籍の届出と結びついていくわけです。

は、人の戸籍上の所在地で、必ずしも住所と一致するものではありませんが、本籍は戸籍の筆頭者の氏名とあわせて皆さんの戸籍を引き出すための符号でありますから、各自が正しい本籍を知つておかなければなりません。

また、皆さんは、だれでも「黒姫雪子」とか「小林一茶」という姓名をもつていますが、この「黒姫」とか「小林」を戸籍の仕事の上で「氏」といいます。氏法によれば、夫婦は、必ずどちらかが氏を交え、もう一方の氏を称さなければなりませんし、嫡出子(法律上の夫婦間に生まれた子)は、父母の氏を称し、嫡出でない子は、母の氏を称するように、また養子は養親の氏を称することに定められていますから、これらによつてだれがどの戸籍に入るかが決められます。

井伊家移封と与板藩政
与板藩主牧野家が元禄十五年(一七〇二)信州小諸に移つてから、井伊家が宝永三年(一七〇六)遠州掛川より与板に移り二万石を領しました。その所領は現在の与板町の外、三島町や和島村の一部から南蒲原・西蒲原・刈羽郡にわたつていました。井伊家は直矩の代に与板藩主になつてより明治維新の直前の代に至るまで、一六四四年間与板藩主でありました。

戸籍の届出は早くしましょう

早くしましょう

与板の歴史をたずねて(七)

七、幕政の変革と与板

世に元禄時代といわれる五代將軍綱吉の代は、天下泰平の世でした。しかし長期間の安定のなれば次第にゆるみを生じ、八代將軍吉宗以後は幕府や諸藩において、色々の改革をやらねばならなくなつたのです。その結果、一時的な安定をみましたが、相次ぐ災害に庶民の苦しみはひどく、幕府も諸藩もその対策に苦心したのです。

板藩も、華美な風を嚴重に取り締まるため、身分不相応のことはいけない、祝儀や歳暮・年始・忌中見舞などは親類以外やつてはいけない。法事などは一汁一菜で着二種と酒三献に限る。

升一〇文を九十文に、などと触れ出しを行ないました。色々の施政によつて社会は一時的に安定しましたが、米価の下落は米を唯一の収入とする藩や武士にとつてかえつて財政難となつたのです。しかもその後の打続く災害や凶作によつて米価や諸物価は騰貴し、庶民の生活は不安定でした。相續く災害